

平成22年度
福祉施策に対する要望等について

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成22年度 福祉施策に対する要望等について【目次】

I	要望趣旨	… 1
II	宮城県社会福祉協議会から県への要望	
1	生活福祉資金貸付事業における市区町村社会福祉協議会の相談体制の充実について	… 2
2	福祉サービス第三者評価の受審の推進について	… 3
III	関係団体から国への要望	
1	宮城県母子福祉連合会	… 4
2	宮城県母子生活支援施設連絡協議会	… 4
3	宮城県児童養護施設協議会	… 4
4	宮城県ろうあ協会	… 5
5	宮城県精神障害者家族連合会	… 5
6	心のネットワークみやぎ	… 7
IV	関係団体から県への要望	
1	宮城県母子福祉連合会	… 8
2	宮城県母子生活支援施設連絡協議会	… 8
3	宮城県児童養護施設協議会	… 8
4	宮城県ろうあ協会	… 8
5	宮城県精神障害者家族連合会	… 9
6	心のネットワークみやぎ	… 9
7	宮城県里親連合会	… 10
8	宮城県老人福祉施設協議会	… 11

要 望 趣 旨

本会は、経営理念として以下を掲げております。

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体・NPO法人・ボランティア等、幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性・創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

本会は、福祉三団体が統合したことにより、宮城県における総合的地域福祉の推進機関としての役割を期待されているところですが、この経営理念に基づき、宮城県はもとより地域福祉の主体となる住民や市町村行政、市区町村社会福祉協議会、福祉団体、NPO、民間事業者等との連携、協働が重要と考えております。

昨今、福祉施策については、介護保険法・障害者自立支援法等に代表されるように、近年例を見ないほどの早さで、様々な法律が施行されておりますが、それに伴う地域での様々な課題も顕著になってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら、宮城県内における福祉課題について、広く要望をさせていただくものです。

本会におきましても、様々な機会を利用し地域福祉推進のための事業を進めていく所存ですが、宮城県におかれましても、要望趣旨をご理解頂き、利用者、事業者、ひいては宮城県民の福祉の向上が図られるよう、宮城県の保健福祉施策等に反映していただきたくお願いするものです。

宮城県社会福祉協議会から県への要望

1 生活福祉資金貸付事業における市区町村社会福祉協議会の相談体制の充実について

【内容】

- 1 生活福祉資金貸付事業に係る市区町村社会福祉協議会への相談員配置について、相談件数および貸付件数の急増、世帯の自立に向けた取り組みに対応するため、平成23年度以降も継続的に配置できるよう求めます。

【現状・課題】

- 生活福祉資金貸付制度については、平成21年10月の制度改正に伴う貸付要件の緩和により、相談件数及び貸付件数が急増し、相談窓口である市区町村社会福祉協議会において、その対応に苦慮している状況です。

〔県社協での貸付審査件数の比較〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H20年度	8	5	9	8	2	2	11	5	11	11	5	43	120
H21年度	32	29	17	23	14	22	12	48	72	74	82		425

〔県社協での貸付決定件数の比較〕

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H20年度	4	3	5	2	2	4	7	5	8	5	4	42	91
H21年度	30	25	13	18	13	22	12	48	71	73	82		407

- 市区町村社会福祉協議会への相談員設置費について、平成22年度は、緊急雇用創出事業臨時特例交付金での予算措置が図られましたが、本事業は、単なる貸付事業ではなく、世帯の自立を目指し、相談受付から償還完了に至るまで継続的に支援を行う長期的な関わりが必要とされ、単年度のみで対応できるものではありません。そのため、継続して相談員の配置ができるよう求めます。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進について

【内容】

1 福祉サービスの質の向上と評価結果が利用者の適切なサービス選択のための情報提供となるように評価事業推進の支援策を求めます。

事業の普及・促進のためには、施設事業者に対し、受審促進に向けた県の積極的な取り組みが必要となります。その取り組みの例として、県からの受審の義務化（少なくとも3年に1回以上等）、受審者側への具体的な奨励や情報提供策として受審費用の補助などを要望するものです。

2 「評価機関の評価調査者」の資質向上へ向けた支援策を求めます。

「評価者養成研修」も17年度から5年間継続してきたものの、調査者のレベルアップ・変化の激しい時代への対応などを考慮した『継続研修』の必要性を感じています。評価事業推進要綱第4条（4）の研修に関する事として、継続研修の制度化について要望するものです。

【現状・課題】

○本事業は、平成9年、厚生省（当時）において検討が始まった社会福祉基礎構造改革において、その理念（信頼と納得が得られるサービスの質と効率性の向上）を具体化する仕組みの一つとして位置づけられました。

○社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」こととされ、平成13年、平成14年の国からの通知が出され、更なる普及・促進を目的として、平成16年5月7日付で「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」が出されました。このことを受けて、宮城県においても、平成18年3月17日に宮城県福祉サービス第三者評価推進機構が成立し、平成18年から評価機関の認証やガイドラインの基準設定などを行ってきておりましたが、平成19年8月に3機関が認証を受け事業を実施し始め、今後の更なる普及・促進のために平成21年4月1日から宮城県が任意組織の機構に替わって県における推進組織となりました。

○福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を目的とするとともに、評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービスの選択に資するための情報となることから、県内の受審率を高めることが求められます。

○第三者評価全国受審状況

平成18年度	2.02%
平成19年度	2.87%
平成20年度	2.80%

○第三者評価東北受審件数（平成17年度～平成20年度）

青森県	70件	山形県	5件
岩手県	74件	福島県	11件
秋田県	5件	宮城県	3件

○継続研修実施状況 37都道府県（平成20年度実施状況）

○県内受審済施設（11施設）からは、職員の意識改革や改善に効果がでたとの評価を得ています。

○上記2件の要望につきましては、県内の評価機関「介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会」（代表 大川 昭雄）と「福祉工房」（代表 深谷 敏行）とも同意見であり、本会とともに要望するものです。

関係団体から国への要望

団体名	1 宮城県母子福祉連合会
内容	○養育費の確保について
<p>平成14年11月の母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、「児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと」「児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めるべきこと」「国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきこと」と規定されている。しかし、養育費の支払が社会的に慣習化していない。養育費については、子を監護しない親の支払い義務の履行についての社会的機運の醸成を図るとともに、養育費支払いの義務化のため法制度の創設を検討するとともに、養育費を支払った親の場合の税の「養育費控除」など、養育費確保の支援体制の強化を要望し、児童憲章に定められている児童の幸福を図ることを要望する。</p>	

団体名	2 宮城県母子生活支援施設連絡協議会
内容	○職員配置基準・児童福祉施設最低基準の抜本的改善について ○最低基準の地方自治体への委譲反対について
<p>社会的養護の体制整備をすすめる中で、職員配置基準や施設設備基準等を定めた国の児童福祉施設最低基準の抜本的な改善を求めます。具体的には、これまで加算措置によって強化された心理療法担当職員、個別対応職員を最低基準に位置づけていただきたい。</p> <p>また23年度中に結論を得るとしている、最低基準の地方自治体への委譲（条例委任）は、ナショナルミニマムの観点から断固反対します。</p>	

団体名	3 宮城県児童養護施設協議会
内容	○職員配置基準の改善について
<p>児童養護施設は、児童福祉施設最低基準及び措置制度を堅持し、国と地方自治体の責任において社会的養護を必要とする子どもたちの、養育と自立を育むため、更なる拡充が必要であります。</p> <p>その第一義的な事として、被虐待児や発達障害児への個別的援助心理的ケアの充実、保護者支援策の充実を含め、24時間体制で日常的な処遇の向上は必須であり、そのためには職員配置基準の改善<6：1⇒2：1>を強く要望します。</p>	

団体名	4 社団法人宮城県ろうあ協会
内容	○聴覚障害者情報提供施設の設置について 1990年（平成2年）に聴覚障害者情報提供施設が制度化されて以来，全国各地に聴覚障害者情報提供施設が増えております。 宮城ではまだ設置しておりません。 国として全国各地に設置するよう働きかけてください。

団体名	5 宮城県精神障害者家族連合会
内容	○障がい者総合福祉法（仮称）に関する要望 障害者自立支援法にかわる新たな総合的な福祉法を制定することに期待します。 精神障害者福祉において，すべての障がい者がその必要に応じて平等にサービスが受けられる仕組みが作られることを強く希望します。障がい者とその家族が安心して生活できるよう，社会の理解とシステムを変化させていくことが必要です。政権が交代し，新たな政策を実行しようとするときが変化のチャンスであり，実行の時です。改革の歩みを止めず，着実に障害者福祉を前進させてください。 1 手帳サービスを一本化し，平等にサービスが利用できるようにしてください。 障がい種別にかかわらず，必要性に応じて必要なサービスが提供される仕組みにしてください。特に精神障がい者の場合，障がいの認識が遅れ，手帳サービスや福祉サービスが遅れて提供されました。サービスの内容も不十分なものになっています。障がいのある人のなかで，提供される福祉サービスの差異がないよう，手帳は共通のものとし，平等にサービスが受けられるようにしてください。 2 親家庭からの自立，病院生活からの自立を実現できるための支援を，強力に推し進めてください。 精神障がいに関しては「福祉法」がありません。医療と福祉を合体させたような法律「精神保健福祉法」があるだけです。精神障がい者は長い間生活が軽視され，医療，特に入院医療が重視される状況にありました。そのことが長期入院者を生み，地域福祉，地域医療の進展を遅らせてきました。医療は生活の一部であります。精神保健医療福祉の方向性も入院医療中心から地域生活中心へと協力を推し進めることになりました。精神障がい者は今後地域生活を広げ，生活の質をいかに向上するかが課題であります。入院者ばかりでなく，在宅精神障がい者が親から自立することも重要です。精神障がい者の地域生活，自立生活を積極的に進めてください。そのために (1) 住まいの確保 公設のグループホームの設置，公的保証人制度を進めてください。 (2) 所得保障。無年金障害者の解消，生活できる所得の保障 精神障がい者は，その疾病，障がいの特徴から無年金障害者が多く存在します。すべての

障害者が自立して、生活保護基準以上の生活を確保できるよう、所得保障の制度を確立してください。

(3) 日常生活のホームヘルプ、訪問相談などのケアの充実

在宅（グループホームも含めて）でホームヘルプサービスを受けられることや、専門職（看護職やソーシャルワーカー、保健師など）が訪問してくれて、生活上の相談をすることができることは、精神障がい者の生活に不可欠です。

(4) 日中活動の場・就労など社会参加の場

統合失調症のような精神障がいの場合、いきなり就労へということは難しいことが多く、ゆっくりと人間関係の回復からリハビリができる憩いの場的な場から、就労への丁寧な支援が必要です。またうつ病の人の職場復帰支援や就労支援を積極的に広めることが必要です。

3 福祉サービスの使用料は原則無料としてください。どうしても負担とする部分については、応能負担としてください。また利用手続きを当事者にもできるように簡略にしてください。

精神障害者の生活状況は、通院費や入院費がかかり、経済的に苦しい状況です。福祉サービスを利用することに費用がかかることは、利用を控えることにつながってしまいます。利用手続きも簡略なものにすることが、障がい者の自立を促進します。

4 精神障害者自立支援医療に関しては所得を基準とせず、定率5%としてください。

精神疾患はほとんどの場合、生涯を通して通院加療を必要とします。最近のうつ病の増加や自殺率の問題を考えると、どの人も低額で精神科医療を受けられる制度であることが必要であると強く感じるところです。また所得を基準にすると毎年の確認が必要となるなど手続きも煩雑になって、精神障がいの人には苦痛です。

5 精神障がい者本人およびその家族の相談支援を充実してください。

相談支援は、精神障がい者とその家族が地域で生活していくうえで、必要不可欠の支援です。初めて病気に気付いた時、初めて受診した時、障がいの存在を知った時、それからの生活に家族にとって相談は命綱です。しかし現在の保健所や市町村の相談体制は極めて貧弱と言わざるを得ません。身近な市町村ごとに精神保健福祉相談センター（仮称）などを置いて、福祉施設、医療機関等とも連携しながら個別の相談に対応できる体制を作ってください。

また、ひきこもりがちな精神障がい者とその家族に対する支援として、24時間の訪問型相談支援の体制をつくってください。

6 精神障害者が地域生活をおくる上で、病状の変化や危機状態になったとき、救急医療だけでなく、訪問診察や訪問看護、訪問相談などによる当事者、家族に対する支援策を制度化してください。

従来の精神科救急医療は、病状が悪化した場合に入院に結びつけることが主に行われていました。しかし今後は地域の生活の中で病気を回復させることが大切です。そのためには、たとえば「危機介入チーム」といった多職種チームが訪問などを通して症状の回復を図るといった

システムが必要です。医師，看護師，ソーシャルワーカー，作業療法士，薬剤師等の多職種チームが危機状況にかかわるようなシステムを実現してください。

7 当事者や家族のピアサポートを制度化してください

病気や障がいの体験がある当事者同士の相談などのピアサポートは、障がい者の生活の中で大切な意味を持っています。現在身体障害者相談員，知的障害者相談員の制度がありますが、精神障がい者においても、当事者同士，家族同士のピアサポートを制度化してください。

8 啓発活動の推進により，精神障がい者への差別偏見を解消してください

精神障がい者に対する偏見や差別を解消するために，正しい知識の普及啓発の活動が必要です。義務教育段階から生徒，教員が正しい知識と理解をする教育プログラムの創設を希望します。

団体名	6 心のネットワークみやぎ
内容	○精神障害者の自立支援について
<p>障害者自立支援法にかわる新しい障害者福祉の協議に精神障害者の代表を加えて頂きありがとうございます。</p> <p>これから，私たち精神障害者の方も自立に向けて，権利を主張していきます。経済的自立より精神的自立も大切にしてください。</p>	

関係団体から県への要望

団体名	1 宮城県母子福祉連合会
内容	○母子・父子家庭医療費助成制度について
<p>県内各地からこの制度への感謝の声が届いている中で、子どもの進学（学費）等で生活費の中で医療費の負担が大きいことなどの理由で、窓口での医療費の支払いに困窮している現状を訴える家庭が増加しており、窓口負担がない乳幼児医療費助成制度と同様に現物給付の制度に変えてほしい。また、助成対象となる所得額の制限につきましても上限額の見直しを図られたい。</p>	

団体名	2 宮城県母子生活支援施設連絡協議会
内容	○公設公営施設に対する指導力強化について ○指定管理施設に対する柔軟な制度運用について
<p>公設公営施設の母子世帯への支援力の強化に県からの強い指導を求めます。昨今急増しているDV 被害母子への支援は、母子生活支援施設にとって大きな使命となってきていますが、支援力（人数及び職種として心理療法担当職員・個別対応職員）が不足しているために被害母子の保護や支援に答えられていない状況です。</p> <p>また、指定管理制度に基づいて運営されている施設については、その業務の特殊性に鑑み、財政的な観点からではなく、利用者の援助・支援を重視し、施設のハード・ソフトの充実を可能にする制度運用を要望いたします。</p>	

団体名	3 宮城県児童養護施設協議会
内容	○一時保護所の増設について
<p>宮城県には3か所の児童相談所（1支所）がありますが一時保護所は1か所しかありません。近年、男女問題は扱いが難しく、一時保護所も男女別保護を考慮することが必要であることから増設を希望します。</p>	

団体名	4 社団法人宮城県ろうあ協会
内容	○聴覚障害者情報提供施設に関する見通しについて
<p>平成20年、県議会（第320回）にて「聴覚障害者の社会参加促進を図る宮城県聴覚障害者情報提供施設の早期設置を求めることについて」の請願書が採択となりました。</p> <p>聴覚障害者が安心して暮らせる社会を目指し、社会資源として聴覚障害者の支援を求めています。情報弱者という立場上、「情報が入らない」という社会的不利にならないために情報保障が求められます。そこで、相談支援の対応、手話通訳・文字情報などの公的情報保障の充実を目指し、県による聴覚障害者のためのセンター機能を備えた公的施設の設置を求めます。</p> <p>また、本県における聴覚障害者情報提供施設に関する見通しを示していただきたい。</p>	

団体名	5 宮城県精神障害者家族連合会
内容	○精神障害者に関する正しい知識・理解のための教育プログラムの創設について ○精神障害者の地域生活・自立生活に向けた積極的支援について
<p>1 啓発活動の推進により、精神障がい者への差別偏見を解消してください。</p> <p>精神障がい者に対する偏見や差別を解消するために、正しい知識の普及啓発の活動が必要です。義務教育段階から生徒、教員が正しい知識と理解をする教育プログラムの創設を希望します。</p> <p>2 親家庭からの自立、病院生活からの自立を実現できるための支援を強力に推し進めてください。</p> <p>精神障がいに関しては「福祉法」がありません。医療と福祉を合体させたような法律「精神保健福祉法」があるだけです。精神障がい者は長い間生活が軽視され、医療、特に入院医療が重視される状況にありました。そのことが長期入院者を生み、地域福祉・地域医療の進展を遅らせてきました。医療は生活の一部であります。精神保健医療福祉の方向性も入院医療中心から地域生活中心へと協力を推し進めることになりました。精神障がい者は今後地域生活を広げ、生活の質をいかに向上するかが課題であります。入院者ばかりでなく、在宅精神障がい者が親から自立することも重要です。精神障がい者の地域生活・自立生活を積極的に進めてください。そのために</p> <p>(1) 住まいの確保。居住支援の推進</p> <p>(2) 所得保障。(無年金障害者の解消)生活できる所得の保障</p> <p>(3) 日常生活のホームヘルプ・訪問相談などのケアの充実を求めます。</p>	

団体名	6 心のネットワークみやぎ
内容	○県南地域における援護寮の設置について ○精神障害者に対する割引制度について
<p>1 国の方針では、地方分権に向いていると思います。財源がないということもあるでしょうが、精神障害者への施策がトーンダウンしています。援護寮を県南にも作ってください。何も中古の物件をリフォームする形でもいいので、よろしくお願ひします。社会的入院者を地域に出す拠点のつながりとして。</p> <p>2 心のネットワークみやぎでは、宮城県内の精神障害者とのつながりのため JR 運賃を半額にしてほしいです。現在、なけなしのお金の中より、会に参加する仲間に交通費を助成しておりますが、それも底をつきそうです。仲間は、そうしてつながりを持つことが必要なのです。せめて宮城県内を移動するだけの区間でも良いので、手帳を持つ者にはお願ひしたいです。</p>	

団体名	7 宮城県里親連合会
内容	以下1～9に記載
	<p>1 委託率をあげるために新規里親の開拓促進や啓蒙活動を行ってほしい。</p> <p>2 被虐待児の増加・発達障害等，里親に委託される児童の養育の難しさは増している。地方での社会資源が乏しい中，里親へのサポート体制を整えていただきたい。里親支援機関事業について県としてどのように考えているのか。</p> <p>3 上記に関連することであるが，里親はレスパイト制度を利用することができるが，現状では地元で使える仕組み等になっていないためとても使いづらいものとなっている。簡単でスムーズにレスパイトケアが利用できるように改善をお願いしたい。</p> <p>4 里親委託推進員を中央児童相談所だけでなく，各地区（東部・北部・気仙沼支所）への配置を強く希望する。また，3年間の事業終了後も継続して県の取り組みとして行っていただきたい。それにより，里親の新規開拓や各市町村への啓蒙・指導が可能になり委託率のアップや，里親への協力体制強化，社会的養護の充実につながると考えるため切に願います。</p> <p>5 中学・高校への進学時，入進学支度金（特別育成費）だけでは足りない。特に高校についてはその金額も多額となり，不足分は里親が個人的に負担することになるが，県単補助（実費精算）をご検討願いたい。</p> <p>6 自立支援についての取り組みをご検討願いたい。 現在は児童養護施設・里親等で育った子どもが就労・自立する時にはサポート体制がほとんどないのが現状である。宮城県として社会的養護の視点で子どもの自立を公的に支えるという趣旨から，県内の企業に優先的に採用する旨を要望する等を新たな取り組みを検討していただきたい。</p> <p>7 次世代育成・後期行動計画における社会的養護体制の整備について，宮城県の現状分析とそれに基づく方向性を明示していただきたい。</p> <p>8 県が持つ関係機関，児童相談所，本庁，県立施設（県乳児院）等においては，子どもの福祉のための行政内の関係機関内での連携強化につとめるとともに，連携を密にし，県民や里親に対して懇切丁寧な説明と助言を切に希望する。</p> <p>9 児童相談所への要望 地区を特定せずに研修会やサロンを実施して欲しい。中央児童相談所はスタッフやエリアの里親数も多く，内容が充実しているが，他の地区はまだまだである。無理に集める必要はないが，来るもの拒まずのスタンスで研修会等を実施して欲しい。</p>

団体名	8 宮城県老人福祉施設協議会
内容	○認知症介護実務研修の回数増（特に、リーダー研修の回数増）について ○施設拡充の補助金支給条件について
<p>1 宮城県介護研修センターでは、21年度認知症実践研修を下記のとおり開催されている。</p> <p>① 実践者研修 年4回 各回60人（介護経験2年以上）</p> <p>② リーダー研修 年1回 各回30人（実践者研修修了後1年以上経過）</p> <p>実践研修を毎年240人が修了、リーダー研修の受講申し込みをしても定員を超過し受講できない。今後ますますニーズは増加する。県は職員の質の向上を図るためにも回数増についての措置を講じられたい。</p> <p>2 施設拡充の補助金支給の条件として、個室3割等と云わずその他環境に応じた割合にしてほしい。規制を取り外して欲しい。</p>	